

制度情報—2023年4月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

中華人民共和国反スパイ法

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会

(法令番号) 主席令第四号

(公布日) 2023年4月26日

(施行日) 2023年7月1日

1. 主なポイント

- (1) 「スパイ行為」の定義範囲を細分化し、以下の行為を反スパイ法の規制範囲に追加した。：
①国家の安全と利益に関係するその他の文書、データ、資料、物品の窃取、探り出し、買取り、不法な提供；②国家機関、機密部門または重要情報インフラ施設などに対するサイバー攻撃、侵入、干渉、制御、破壊などの活動。中国国内で実施された第三国に対するスパイ行為も、中国国家の安全を脅かす場合、規制範囲内とされる。(第4条)
- (2) 企業、事業組織、その他の社会組織は当該組織単位の反スパイ安全・防止業務の主体的責任を負っており、企業は当該組織単位の人員に対して国家安全を維持する教育研修を行う義務を負っている。(第12条)
- (3) 中国政府は反スパイ安全・防止重点機関管理制度を確立し、反スパイ安全・防止重点機関から離職してからも、その機密離脱期間中、反スパイ安全・防止義務の履行状況を監督監理する。(第17条、第18条)
- (4) 今回の改正により、反スパイ法執行の措置と手順が明確化された。国家安全機関が法執行する際の措置・手続きとして、データの閲覧、取調べ、召喚、財産情報の照会、検査、出入国の拒否など、国家安全機関による法執行時の措置や手順が追加された。国家安全機関による法執行規範の要件が明確にされ、法執行の際に厳格な審査手順を履行しなければならない、人権に対する更なる配慮を体現している。例として、女性の身体検査は女性職員が行うなどがある。(第26条、第27条、第28条、第33条など)
- (5) 今回の反スパイ法改正で行政処罰の適用状況が拡大した。他人が実施するスパイ行為に対し、情報、資金、物資、労務、技術、場所のサポートを提供した場合も刑事または行政処罰を受ける。(第54条)
- (6) 面談、批判通報、免許の停止や取り消しなどの罰則の種類を増やす。(第56条)

2. 今後の留意点

『反スパイ法』の改正により「スパイ活動」の範囲が拡大したが、対象となるのは特定の行為のみであり、企業の通常のビジネス活動や非政府交流には影響を与えないため、過度に心配する必要はない。日本駐在員は日常生活や仕事上で過剰に反応する必要はなく、政治、宗教、民族などセンシティブな話題に関しては慎重である必要がある。

日本本社及び日系企業は現地弁護士の協力を得て、法律法規と関連リスクについて客観的な解説と分析を進め、日本と中国双方の幹部管理職に対する研修トレーニングを強化する必要がある。

(全文は全部で71条)

対外貿易の安定的規模と優れた構造の促進に関する国務院弁公庁の意見

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2023〕10号

(公布日) 2023年4月25日

1. 主なポイント

- (1) 中国国内のオフライン展示会の全面再開を推進する。各地方と貿易促進機構、商工会協会に対し、海外貿易企業の各種海外展示会参加支援をさらに強化することを要請する。(第1条)
- (2) 中国政府は今後 APEC ビジネストラベルカード処理効率を改善し、国内の主要ハブ空港における国際線旅客便ルートと便数の早期回復を推進する。(第2条)
- (3) 輸入を奨励する技術・製品目録を改訂し、輸入割引政策の正確な提供により、中国国内で不足する先端技術設備の輸入を企業が拡大するよう導く。(第6条)
- (4) グリーン貿易の発展を奨励し、商工会協会などの業界団体の指導、外国貿易製品のグリーンかつ低炭素の基準の策定を行い、グリーン製品開拓のために国際市場に支援を提供する。(第14条)
- (5) 貿易の利便水準を高め、対外貿易企業が輸出税還付申告を行う際の通関申告書、インボイスの「記入申告免除」の実現を推進する。(第17条)。

2. 今後の留意点

国務院弁公庁がこの意見を発表したことにより、ある程度対外貿易企業の発展を推進することができるが、これらの政策内容は原則的であり、今後、各地の貿易促進会、商会協会、税関、出入国管理、商業金融機関などの政府部門や機関が具体的な措置を制定する必要があるため、各対外貿易日系企業は現地の政策実施にタイムリーに注目し、積極的な展示会への参加により、顧客発注を拡大することができる。(全文は計18条)

民生に有益な雇用安定政策措置発展の完全促進に関する
最適化と調整についての国務院弁公庁による通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2023〕11号

(公布日) 2023年4月26日

1. 主なポイント

- (1) 多くの就業人数を受け入れ、雇用が安定し、雇用コンプライアンスに適合している経済実体および零細企業に対し、雇用の安定と拡大実現のために、金融機関が融資を行うことを奨励する。
(第2条)
- (2) 各種職業学校(技能工業学校を含む)、職業研修機関および対象企業が、重点産業および緊急に必要とされ不足する職業(職種)に対して大規模な技能研修を実施することを、職業訓練補助金政策を通じて積極的に推進する。(第4条)
- (3) 失業保険安定返還政策を2023年12月31日まで継続して実施する。失業保険の安定的な返還の条件を明確にする。すなわち、失業保険に参加している企業で、前年度に従業員を解雇していない、または解雇率が前年度の全国都市調査失業率の管理目標(2022年は5.5%)を超えない場合、または従業員30人以下の参加企業の解雇率が参加従業員の総数の20%を超えない場合、失業保険の返還を申請することができる。中小零細企業は最高で実際に支払った失業保険料の60%を返還でき、大企業は最高で30%を返還できる。(第5条)
- (4) 雇用受け入れ一時助成金の交付による企業の雇用受け入れを促進する。(第6条)

2. 今後の留意点

各地の人力資源と社会保障局、税務部門は、今後具体的な実施細則を制定する可能性があり、労働力を必要とする日系企業は、現地の雇用助成金政策をタイムリーに把握し、大学の就職説明会に積極的に参加し、大学や専門学校と連携することで、必要な人材や不足する人材を確保すると同時に、政府からの助成金を受給することができる。(全文は計15条)

インターネット広告管理弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 72 号

(公布日) 2023 年 4 月 23 日

(施行日) 2023 年 5 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) インターネット広告配信者の範囲が追加された。この『弁法』では、元の『暫定弁法』第 11 条「インターネット広告配信者」の概念にあった「広告内容を照合し、広告配信を決定できる」という付加条件を削除した。これは、広告配信者のほか、広告主、広告経営者も同様に広告内容を照合する義務を負っており、照合義務を履行していないことにより行政処罰に面する可能性があることを意味している。(第 4 条)
- (2) 健康、健康保持知識などを紹介する形を装って、医療、薬品、医療機器、保健食品、特殊な医学用途の処方食品の広告を發表することを禁止する。つまり、健康、健康保持知識を紹介する場合、当該商品の運営者やサービス提供者の住所、連絡先、ショッピングリンク等を同一ページ内または同時に掲載することはできない。(第 8 条)
- (3) 広告の範囲を拡大し、知識の紹介、体験の共有、消費者レビューなどを通じた商品やサービスの宣伝、購入用リンクなどの方法も「広告」規制の範囲に含める。(第 9 条)
- (4) ポップアップ広告の「過剰乱用」問題を踏まえ、「ワンクリック終了」できない広告タイプを具体的に細分化した。(第 10 条)
- (5) 広告主が自らウェブサイト、オンラインショップページ、アプリケーション、公式アカウント等を通じて広告配信する場合、広告アーカイブの作成、並びにその随時更新が必要となった。また、アーカイブの保存期間は 3 年以上（広告発表行為が終了した日から計算）とした。(第 13 条)
- (6) インターネットプラットフォーム経営者が違法広告を阻止する義務と責任を新たに追加した。(第 16 条)
- (7) 商品を伴ったライブ配信行為を規制し、経営者が商品やサービスを宣伝するためにライブ配信を利用する場合、インターネット広告配信に該当する可能性があるとした。(第 19 条)
- (8) 処罰措置を追加し、企業がインターネット広告管理弁法に違反があり、情状が深刻な場合、重大な信用喪失ブラックリストにリストアップされる。(第 31 条)。

2. 今後の留意点

電子商取引活動と新たなメディアのマーケティングチャネルの発展に伴い、ますます多くの企業の広告がインターネット広告モデルに偏っている。この『弁法』の改正は、中国政府当局がインターネット広告分野に対する監督と取り締まりを強化することを意味する。日本企業が自社のウェブサイト、オンラインストア、公式アカウント等で商品やサービスを販売する場合、『広告法』関連の規定や本『弁法』を総合し、自社のオンラインマーケティングなどに違反がないかどうかを自ら評価し、または現地の弁護士に依頼し、コンプライアンス調整を行えば、政府当局からの処罰や企業評価にマイナス影響が及ぶのを避けることが可能である。(全文は計 32 条)

輸入危険化学品の検査・監督管理をさらに強化することに関する公告

(発令元) 税関総署

(法令番号) 税関総署公告 2023 年第 29 号

(公布日) 2023 年 4 月 7 日

(施行日) 2023 年 4 月 13 日

1. 主なポイント

- (1) 今回の政府当局は、全国的に輸入危険化学品（以下「危険化学品」とする）の検査場所を「通関ポート」から「通関ポートまたは目的地」に調整し、危険化学品各ロットに対して 100%の検査を実行するとした。これは、政府当局が関連する危険化学品の輸入に対し、監督管理を強化することを意味する。（第 1 条）
- (2) 税関総署は危険化学品の属性と危険貨物包装タイプに基づいて検査作業環境（検査場所）と検査比率を設定する。（第 1 条）
- (3) 輸入危険物申告の内容と要求を細分列挙した。危険化学品の輸入時の荷受人または通関代理人は税関申告の際、「中国国際貿易単一窓口」に下記の内容を事実通り記載報告することに留意する。
 - ①貨物属性 ②検査検疫名称 ③危険類別 ④包装類別 ⑤国連危険貨物番号 (UN 番号)
 - ⑥危険貨物包装標識 (包装 UN 標識) ⑦目的地検査検疫機関など。（第 2 条）

2. 今後の留意点

本公告は、2022 年の上海試験地点での輸入危険化学品検査モデル改革の経験に基づいて発布された。これにより全国各地の税関は、後続の新モデルと要求に基づいて輸入危険化学品の検査監督管理を行うことになる。執行時には、各地域によって、書類審査、貨物検査、サンプリング検査の実施要求が異なる可能性が存在することから、今後統一的な実行基準の制定が期待される。各日系企業の皆様は、現地税関の新政策を適時注視し、現地税関と、政策に対する正確な理解や政策の実施状況についてコミュニケーションをとることにより、申告時の不適合などの問題を回避または極力軽減することができる。

また、申告時には、税関がシステム申告の情報と提出資料の完全性、一致性を重点的に審査することに特に注意しなければならないが、申告した内容が、提出する添付資料と一致しているかどうかには留意が必要である。（全文は計 2 条）

工業貿易企業重大事故ハザード判定標準

(発令元) 中華人民共和国緊急管理部

(法令番号) 中華人民共和国緊急管理部令 (第 10 号)

(公布日) 2023 年 4 月 17 日

(施行日) 2023 年 5 月 15 日

1. 主なポイント

- (1) 新『判定標準』はその適用範囲を明確にし、当該標準では冶金、非鉄金属、建材、機械、軽工業、繊維、タバコなどの業種は、工業貿易企業の重大事故ハザードの適用範囲とされた。
(第 2 条)
- (2) 新たに 3 つの管理面に関わる企業の重大事故ハザードの判定標準を追加した。①請負会社、賃借会社の安全生産作業に対し、統一的な協調、管理がされていない場合、または定期的に安全検査を行っていない場合。②特殊作業員が規定通りに専門の安全作業研修を受けて相応の資格を取得していない場合。③金属製錬企業の主要責任者、安全生産管理者が規定通りに審査に合格していない場合。(第 3 条)
- (3) 新『判定標準』では、冶金、非鉄金属、建材、機械、軽工業、繊維、タバコの 7 業種の企業について、安全上の重大なハザードがあるとして、47 の具体的状況を列挙しており、7 分野それぞれの判定標準が調整・変更された。(第 4 条から第 10 条)
- (4) 下記 3 分野の重大事故ハザードとして 14 項目の判定標準を挙げた。①粉塵爆発の危険性がある分野。②液体アンモニアを使用した冷却に関わる分野。③硫化水素、一酸化炭素などの中毒リスクがある有限空間作業に関わる分野。(第 11 条、12 条、13 条)

2. 今後の留意点

今回新たな『判定標準』が 5 月 15 日に実施された後、元『工業貿易企業の重大な生産安全上の事故ハザード判定標準 (2017 版)』(安監総管四) [2017] 129 号) は同時に廃止された。今後、各地の緊急管理部門は、この新『判定標準』を企業の通常または専門法執行検査における根拠とするため、中国や日本の企業では新『判定標準』の変化を適時に理解し、この新『判定標準』を利用して生産経営に存在するリスクハザードを適時に洗い出し、コンプライアンス調整を行い、政府部門による処罰や、生産安全上の事故を引き起こさないよう注意する必要がある。(全文は計 15 条)

化粧品ネットワーク経営監督管理弁法

(発令元) 国家薬品监督管理局

(法令番号) 国家薬品监督管理局公告 2023 年第 36 号

(公布日) 2023 年 4 月 4 日

(施行日) 2023 年 9 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 化粧品 EC プラットフォーム経営者、プラットフォーム内の化粧品販売経営者や自社サイト、その他のウェブサービスによる化粧品販売経営者など、化粧品電子商取引経営者の範囲を明確化する。(第 3 条)
- (2) 実名登録、日常検査、違法行為の抑止と報告、苦情通報処理などの管理義務、プラットフォームサービス契約と取引ルールを制定する義務を含む、化粧品 EC プラットフォーム経営者の全体的なコンプライアンス要件を規定した。(第 8 条)
- (3) 『化粧品生産経営監督管理弁法』の日常検査制度を細分化した。(第 11 条、第 12 条、第 13 条)
- (4) 消費者の知る権利と自主的に選択する権利を保護するため、本『弁法』では、プラットフォーム上の運営者が必要に応じて関連情報を開示する必要があることを明確にし、具体的な情報開示要件を提示した。例として、製品の安全性と効能を宣伝する際に開示される情報は、登録ラベル情報の要約および効能効果の根拠に関連する内容と一致している必要がある。(第 21 条)
- (5) 化粧品の抜き取り検査で不適合が判明した場合のプラットフォーム事業者の義務を明確化した。例として、薬監局がサンプリングテストし、要件を満たしていないとした特定ロットの化粧品販売経営を直ちに停止する。上記の同品種の他のロットについても、経営を継続する必要がある場合、要件を満たさなかった当該製品の抜き取り検査や自主検査規制情報を公表する必要がある。化粧品登録者及び届出者は 1 年間公示を行うものとし、公告方法は「顕著」である必要がある。この規制は対象製品の製造・販売に大きな打撃を与えることになる。(第 22 条)

2. 今後の留意点

本『弁法』の制定発布は、化粧品 EC プラットフォームの管理責任と、プラットフォーム内の経営者の法的義務をさらに細分化した。しかし、本『弁法』は分野別の規范文書であり、具体的な罰則や法的責任を規定しておらず、一部の条項には対応する上位法がないことに留意が必要である。そのため、実務では、一部の規定条項に違反があった場合、どのように処罰するかについては、今なお不確実性が高く、関係する薬監部門が具体的な実施細則や解釈を打ち出すのを待たなければならず、本法に関わる日系企業は関連法規と化粧品ネットワーク経営に対する法執行検査の動態にタイムリーに注目することができる。(全文は計 35 条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事例紹介

王氏はある外資系会社（以下「A社」という）の労働組合の主席である。2023年1月8日、A社は春節休暇前に、従業員が休暇を利用し行楽を楽しめるよう、従業員への祝祭日のお祝い品とともに、旅行券や娯楽施設のチケットを配布することにした。

旅行券や娯楽施設のチケットを購入する際、王氏はある旅行会社と結託し、期限切れ間近のチケット（実際には1枚100元の割引チケット）を、その旅行会社と1枚500元の高値で購入したという偽装契約を交わし、A社は旅行会社に25万元（20万元水増しされたもの）を支払った。その後、旅行会社は王氏個人に10万元を「キックバック」として支払った。

後日、多くの従業員がそのチケット使用の際、すでにチケットの期限が切れており、使用できないことが発覚し、さらには配布された割引チケットが実は1枚100元であったことを知り、王氏の不正行為が社内通報され、A社は法に従って地元の公安機関に通報し、処理されるに至った。人民法院が王氏の刑事事件を処理する過程で、A社は王氏と旅行会社の営業担当者に対し、虚偽申告した費用の返還を求める刑事事件付随民事訴訟を提起した。

2. 本案件の争議の焦点

王氏の行為は犯罪に該当するか、また、何罪になるか？

3. 弁護士による分析

(1) 王氏の行為は職務侵奪罪の要件を満たす

『刑法』第271条によると、職務侵奪罪は会社、企業またはその他の機関の従業員である者が、職務上の便宜を利用し、その財物を自分のものとし占有する行為、また、その金額が大きい行為のことを指す。本案件で、王氏は労働組合の主席として職務上の立場を利用し、不法な占有を目的として旅行会社と結託し、水増しした価格で契約を結ぶことで、会社の資金を自身の懐に収めたことになり、職務侵奪罪の構成要件を満たしているといえる。

(2) 王氏の横領額は職務侵奪罪の立件追訴の起点となる金額3万元を上回る

2022年に発表された『公安機関の管轄する刑事案件の立件追訴標準に関する最高人民検察院及び公安部の規定（2）』第76条は、職務侵奪罪の立件追訴の違法所得金額基準の起点は3万元であることを規定している。

そのため、王氏の行為は職務侵奪罪を構成し、旅行会社の営業担当者は契約詐欺罪を構成した疑いがある（紙面の都合上、この点の詳しい分析は控える）。

王氏と旅行会社の営業担当者は費用を虚偽報告し、A社の財産を不法に着服したため、A社は王氏と旅行会社の営業担当者に対し、不正取得した会社の財物の返還を要求することができる。

4. 本案の裁判結果

人民法院はA社の訴訟請求を支持した。

5. 留意すべき点

実務上、従業員が会社を代表して対外的な市場取引活動を行うことが増えており、一部の従業員が私利私欲のために違法行為や犯罪行為に走る可能性もあり、これは会社の評判に影響を与えるだけでなく、会社に経済的な損失をもたらし、さらには会社自体の犯罪と認定される恐れや、会社や法定代表者などが行政また刑事罰の対象となることもあり得る。そのため、以下に各企業の皆様に

役立つ、問題の処理方法と留意すべき点を簡単に紹介する。

(1) 規律違反者との労働を解除する際の留意点

①『従業員ハンドブック』に関連する違反行為に対する明確な規定を含める。

②従業員の規律違反行為の証拠を収集し、その証拠を固める。

③会社の『従業員ハンドブック』の制定・改正が法定の民主的手続き（従業員、労働組合と協議し、従業員に公示・公告）を確実に履行し、関連する証拠を保留する。

紛争が発生した場合、労働仲裁機関、裁判所が案件の事実証拠を審査するため、関連する証拠がない場合、会社側の違法な労働契約解除と見なされ、巨額の経済賠償金の支払いを余儀なくされる可能性がある。

(2) すべての従業員または販売員が会社を代表した契約を締結する権限を持つ訳ではないため、企業はより慎重に従業員に授権しなければならない。

また、従業員が重大な対外的契約を締結する場合、現地専門弁護士による取引相手に対する事前のバックグラウンドチェックや契約に際して専門的な法律面での審査を行うことが可能。

(3) 会社の財務精算制度、会社内部と会社外部の監督体制を確立し、従業員が事務用品、出張、接待費を精算する際、精算内容と関連書類の審査を強化し、頻繁に各種名目での精算を申請する従業員に着目し、重点的に留意する。

(4) 外部の第三者弁護士や機関にて通報ホットラインを設立することにより、従業員の規律違反行為に対する監督管理を強化する。